

## 個人所得課税

### 1、配偶者控除の見直し

改正

増税

減税

#### 改正の内容

- 配偶者控除・・・**配偶者の年収が150万円**（現行：103万円）までは世帯主の所得から38万円控除可能。ただし、**世帯主の年収制限**をつけ、年収1,120万円超で26万円、年収1,170万円超で13万円、**年収1,220万円超は適用を受けられない。**

世帯主の年収	配偶者控除額
1,120万円以下	38万円
1,120万円超1,170万円以下	26万円
1,170万円超1,220万円以下	13万円
1,220万円超	0円

- 配偶者特別控除・・・**配偶者の年収が150万円超201万円**まで（現行103万円超141万円）は世帯主の年収から控除できる金額を**36万円から9段階で減らす**。世帯主の年収制限は上記配偶者控除と同じ。

#### 影響

平成30年以降、一般的な家庭では減税ですが、経営者などの高所得者は増税となります。

### 2、『積立』NISAの創設

拡充

減税

#### 改正の内容

既にある『NISA（株式の売却益や配当を一定の範囲で課税しない）』の制度に**非課税期間20年、年間投資額40万円上限の長期投資型**を創設。ただし、現行制度（非課税期間5年、年間投資額120万円上限）とは、選択となります。

#### 適用が見込まれる者

平成31年以降、現行制度の120万円の枠が余っていた方で、安定的な資産運用をしたい方

## 消費税

### 1.消費税率10%への引上げ

増税

税制改正大綱において、『消費税率10%への引上げを**平成31年10月1日に確実に実施する。**』との記載があります。再延期はないもとの考え、軽減税率導入への対応を行うべきでしょう。

### 2、仮想通貨に係る課税関係の見直し

改正

増税

#### 改正の内容

仮想通貨の譲り受けについては、『課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ』とされていましたが、平成29年7月1日以後の譲渡・課税仕入れについては『非課税』の取扱いとなります。

## その他

- 酒税（ビール類の税額一本化、日本酒とワインの税額も統一）
- 被災者支援（住宅ローンの二重負担の軽減など）